

岐阜県公報

第 六 百 五 十 五 号
令和八年一月二十三日
(金曜日)

目 次

公安委員会規則

○警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

(装備施設課) 一九^{ページ}

告 示

○岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の
使用水に関する基準の一部改正

(生活衛生課) 一九

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 二〇

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 二〇

○道路の供用開始

(道路維持課) 二〇

○各務原都市計画公園事業の認可

(都市公園課) 二二

公 示

○指定管理者の指定

(環境生活政策課) 二二

○指定管理者の指定

(健康福祉政策課) 二二

○指定管理者の指定

(障害福祉課) 二三

○指定管理者の指定

(地域産業課) 二三

○指定管理者の指定

(文化伝承課) 二三

○指定管理者の指定

(地域スポーツ課) 二二

○指定管理者の指定

(畜産振興課) 二三

○指定管理者の指定

(砂防課) 二四

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 二四

○落札者等に関する公示

(水道企業課) 二七

○落札者等に関する公示

(会計課) 二八

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和八年一月二十三日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則（昭和三十七年岐
阜県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の
次に次の一号を加える。

二 地域部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十号

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準（平

成十四年岐阜県告示第百二十四号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

別表第三一■中「有機溶剤」を「有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA)」と改める。

岐阜県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐 南 町 長

新 羽島郡岐南町八剣七丁目一〇七番地
旧 羽島郡岐南町八剣七丁目九四番地

介護予防支援

岐南町地域包括支援センタ

新 羽島郡岐南町八剣七丁目一〇七番地
旧 羽島郡岐南町八剣七丁目九四番地

平成二七・八・三

同 同 同

介護予防ケアマネジメント

同

同 同

同

岐阜県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

なかま薬局瑞穂中央店 瑞穂市馬場上光町一丁目一〇一 令和七・一・三〇
なかま薬局瑞穂ホンデ 瑞穂市本田字三ノ改田一〇四五 同

岐阜県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の日 の告示 の年 月 日 ほか)
県道	福白 岡川 線	加茂郡白川町黒川字杉之本八 四一八番二地先から 同 郡 同 町 同 字 同 四一七番一地先まで 八	二五・〇	令和 八・一・三	平成 三〇・二・二五

岐阜県告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画公園事業 四・四・四号 川島町総合スポーツ公園
- 三 事業施行期間
令和八年一月二十三日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 各務原市川島小網町二一四六番一

使用の部分 なし

公 示

○指定管理者の指定

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四番地の五八

関ヶ原町

代表者 西脇 康世

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶉一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）第十六条及び岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

代表者 岡本 敏美

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

セラミックパークM_{IN}O_のに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークM_{IN}O_の条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

代表者 高木 貴行

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

トータルメディア中電クラブス科学サービス

代表者 山村 健一郎

構成員

東京都千代田区紀尾井町三番二三号

株式会社トータルメディア開発研究所

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号

中電クラブス株式会社

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜アリーナ運営共同体

代表者 小森 崇稔

構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中央区寺島町二〇〇番地

株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

各務原市那加桜町一丁目六九番地

各務原市

代表者 浅野 健司

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条

の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四

川辺町

代表者 木下 宙

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県東濃牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市藪田南五丁目一四番二一号

一般社団法人岐阜県農畜産公社

代表者 雨宮 功治

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県飛騨牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の

二 第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市藪田南五丁目一四番一二号

一般社団法人岐阜県農畜産公社

代表者 雨宮 功治

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県さばう遊学館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

海津市海津町高須五一五番地

海津市

代表者 横川 真澄

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

多治見市笠原町の一部（神戸二・平園一（Ⅰ））

三 調査を行った期間

令和二年九月から令和六年七月まで

四 地図及び簿冊の名称

多治見市（笠原町の一部）の地籍図

多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

関市上之保の一部（行合Ⅵ）

三 調査を行った期間

平成二十七年九月から令和三年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

関市（上之保の一部）の地籍図

関市（上之保の一部）の地籍簿
五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市千旦林の一部（坂本Ⅲ）

三 調査を行った期間

令和二年七月から令和五年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（千旦林の一部）の地籍図

中津川市（千旦林の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

美濃市

二 調査を行った地域

美濃市下河和の一部（下河和第一）

三 調査を行った期間

令和四年七月から令和七年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

美濃市（下河和の一部）の地籍図

美濃市（下河和の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市古川町谷の一部（谷（Ⅰ））

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和六年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市（古川町谷の一部）の地籍図

飛騨市（古川町谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市宮川町塩屋の一部（塩屋（Ⅰ）

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和六年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市（宮川町塩屋の一部）の地籍図

飛騨市（宮川町塩屋の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市宮川町三川原の一部（三川原（Ⅰ）

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和六年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市（宮川町三川原の一部）の地籍図

飛騨市（宮川町三川原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市馬瀬数河の一部（数河Ⅳ）

三 調査を行った期間

平成二十年六月から令和七年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍図

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十二月二十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町 二 調査を行った地域 揖斐郡池田町大字小寺の一部（小寺南） 三 調査を行った期間 平成二十九年九月から令和三年三月まで 地図及び簿冊の名称 揖斐郡池田町（大字小寺の一部）の地籍図 揖斐郡池田町（大字小寺の一部）の地籍簿 五 認証年月日 令和七年十二月二十五日 ○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 令和八年一月二十三日 岐阜県知事 江 崎 楨 英		百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 令和八年一月二十三日 岐阜県知事 江 崎 楨 英 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気（予定数量） 10,167,300kWh 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和7年11月13日 4 落札者を決定した日 令和7年12月24日 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 支配人 梅本 昌弘 6 落札金額 162,890,574円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理経理係 (2) 所 在 地 瑞浪市釜戸町2190番地12 ○落札者等に関する公示 岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 令和八年一月二十三日 岐阜県知事 江 崎 楨 英 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量） 13,311,000kWh 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和7年11月13日 4 落札者を決定した日 令和7年12月24日 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門
一 調査を行った者の名称 可児郡御嵩町 二 調査を行った地域 可児郡御嵩町大字伏見の一部（伏見V（伏見台） 三 調査を行った期間 令和元年五月から令和五年六月まで 地図及び簿冊の名称 可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍図 可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍簿 五 認証年月日 令和七年十二月二十五日 ○落札者等に関する公示 岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第		

支配人 梅本 昌弘

6 落札金額 247,398,412円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理経理係

(2) 所 在 地 瑞浪市^{（金）}戸町2190番地12

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 英

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備及び定期耐空検査並びに無線局検査追加整備 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和7年11月26日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目8番地
中日本航空株式会社岐阜支店

支店長 松野 和夫

6 契約金額 42,592,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和八年一月二十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三一 岐阜文芸社